

法規-演習問題4

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に書き出して**みてください

ウラ模試2

[No.22] 次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 管理建築士が、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括するものとして「他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成」がある。
2. 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者が、所定の事項を書面に記載し、記名押印をして相互に交付する場合でも、建築士法第24条の7（重要事項の説明等）の規定は適用しなければならないが、同法第24条の8（書面の交付）の規定は適用しない。
3. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。
4. 階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の建築設備に係る工事監理を行う場合においては、設備設計一級建築士の関与が義務づけられている。

ウラ模試2

[No.23] 次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 全ての一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。

2. 延べ面積1,200㎡、高さ12m、軒の高さ9mの鉄骨造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
3. 一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得ることなく、免許を取り消さなければならない。
4. 一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。

ウラ模試2

[No.25] 次の記述のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律上、**誤っている**ものはどれか。

1. 分譲の共同住宅は、その規模にかかわらず、特定既存耐震不適格建築物に該当しない。
2. 耐震改修支援センターは、認定事業者が行う計画認定建築物である特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証をする業務を行う。
3. 都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物集合地域通過道路等に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、所定の期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
4. 所管行政庁は、床面積の合計が2,000㎡の特定既存耐震不適格建築物である展示場の所有者に対し、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認め、必要な指示を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、報告を行い、その報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。